

令和6年7月26日
子ども・若者部
保 育 課
保育の質向上担当副参事

世田谷区保育の質ガイドラインの改訂について

1 主旨

区は、平成27年3月に世田谷区が目指すべき保育のあり方をより具体的なものとして保育に関わるすべての人たちの共通理解を図るため、「世田谷区保育の質ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定した。

ガイドラインは、「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的指針として、保育の質の維持・向上に活用してきた。ガイドライン策定から概ね10年が経過し、時代背景の変化や保育施設の現状を鑑み、子ども自身が権利の主体であることを明確化する等、ガイドラインの改訂を行う。

2 改訂に向けた背景

区では、保育待機児童対策として新規保育施設整備を進めており、私立認可保育園の数は、平成26年度の66園から令和5年度は203園に増加している。このほか区立保育園や認可外保育施設も含めると区内の保育施設は400施設以上となり、保育事業や実施主体が多様化している。

このような状況の中で、保育施設の質の維持・向上を図ることの難しさも生じており、令和2年度以降、区内保育施設での虐待、不適切な保育が複数件発生するなど、子どもの権利を守る保育の重要性がより高まっている。

3 改訂にあたっての考え方

- ・「子どもを中心とした保育」の実践のための指針という基本的な考え方は継承しつつ、子どもの権利条約に示される4つの一般原則を明記した内容とする等、子ども自身が権利の主体であることを明確化する。
- ・子どもは権利の主体であると捉え、保育士をはじめ保育施設に関わるすべての人たち、保護者・事業者・地域・行政等が、子どもの意見表明を丁寧に受け止め、理解し、子どもの生活の場、学びの場、支援の場などの場面においてどのように子どもの権利を具体化していくか等、子どもを主語としたガイドラインの改訂に向けて議論する。
- ・令和7年度に、世田谷区第3期子ども計画の策定や「世田谷区子ども条例」の改正を予定していることを踏まえ、その本質となる考え方も反映していく。

4 世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会委員

	氏名	所属等
委員長	井上 眞理子	洗足こども短期大学教授
副委員長	岡 健	大妻女子大学教授
委員	森田 明美	東洋大学名誉教授
委員	上田 美香	東洋大学客員研究員
委員	小嶋 泰輔	さくらしんまち保育園 園長 (私立保育園 園長)
委員	北村 秀人	昭和女子大学附属 昭和こども園 園長 (認定こども園 園長)
委員	清水 弥生	社会福祉法人純生喜狛会 理事長 (認証保育所 代表)
委員	松田 妙子	NPO 法人せたがや子育てネット 代表理事 (地域子育て支援 代表)
委員	伊澤 恵味子	世田谷保育親の会 代表 (保護者 代表)
委員	松本 幸夫	子ども・若者部長
委員	池上 明美	世田谷保育園 園長 (区立保育園 園長)

5 今後のスケジュール

- 令和6年 7月～ 世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会設置
子ども・子育て会議、子ども・若者施策推進特別委員会へ報告
世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会開催
(全4～5回程度想定、第1回は7月3日に開催済)
- 令和6年10月～ 子ども、保護者、園長、職員との意見交換会の開催
- 令和7年 2月 子ども・子育て会議、子ども・若者施策推進特別委員会へ報告
世田谷区保育の質ガイドライン改訂版の完成
- 令和7年 3月 児童福祉審議会保育部会へ報告
- 令和7年 4月 運用開始、保育施設等への配布・周知